

○沖縄県教育庁建設工事請負業者指名基準 及び指名審査会等に関する要領

制定 昭和53年12月25日

改定 平成元年3月24日

平成10年8月6日

平成11年4月19日

平成15年4月1日

平成17年4月1日

平成18年1月4日

平成19年3月22日

平成22年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号。以下「規程」という。）第17条の規定等に基づき、指名基準及び指名審査会等に関し、必要な事項を定め、建設工事の適正な発注及び円滑な実施を図ることを目的とする。

(請負業者の指名基準)

第2条 業者の指名は、規程第5条第2項に規定する建設業者入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されているもののうちから行うものとする。

2 建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事1件の金額は、別表第1のとおりとする。

3 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により、当該等級を基準として1級直近上位及び下位の等級該当者から選定することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて、直近上位及び下位の等級該当者を選定できないものとする。

4 特殊な工事で当該業者の有資格者少ない場合には、前項の規定に関わらず資格者名簿に登録された者のうちから、適当と認める者を指名することができる。

(指名審査会の設置及び所掌事務)

第3条 教育庁に指名審査会（以下「審査会」という。）を置き、学校建築工事等における業者の指名を行うために調査・審議する。

(1件5,000万円以上の工事)

第4条 1件5,000万円以上の工事を執行する場合、審査会は、教育長、教育管理統括監、総務課長、施設課長、施設課技術調整監及び当該事業の主管課長をもって構成する。ただし、審査会が必要を認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、教育管理統括監がその職務を代理する。

5 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(1 件500万円以上5,000万円未満の工事)

第5条 1件500万円以上5,000万円未満の工事を執行する場合、審査会は、施設課長、施設課技術調整監、当該事業の主管課長、施設課企画財産班長及び施設課営繕班長をもって構成する。ただし、審査会が必要と認める場合は、その他の職員を参加させることができる。

2 会長は、施設課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、施設課技術調整監がその職務を代理する。

5 審査会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(1 件500万円未満の学校建築工事等)

第6条 1件500万円未満の学校建築工事等を執行する場合には、施設課長と当該事業の主管課との協議により指名業者を決定する。

(請負業者の指名)

第7条 競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないようにしなければならない。

(1) 経営及び信用の状況

(2) 当該工事についての技術的適正

(3) 当該工事に対する地理的条件

(4) 手持工事の状況

(5) その他不誠実な行為の有無

2 特殊な工事その他特別な理由がある場合は、前項第3項の規定にかかわらず請負業者を指名することができる。

(指名業者数)

第8条 指名業者数は、当該工事の設計額により、別表第2に掲げる数を標準とする。

(指名停止に係る審査員)

第9条 「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成27年3月30日制定）第4条第4項により定める指名停止審査会の審査員は、本要領第4条に規定する指名審査会の構成員とする。

(秘密の保持)

第10条 関係職員は、この要領により知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、当該事業の主管課が行う。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、指名に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

発注の基準となる設計工事金額

等級	業種別	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、その他
	金額	設計金額	設計金額
特A級		1億5千万円以上	—————
A級		5千万円以上 1億5千万円未満	1千5百万円以上
B級		2千5百万円以上 5千万円未満	6百万円以上1千5百万円未満
C級		1千万円以上 2千5百万円未満	6百万円未満
D級		1千万円未満	—————

別表第2（第8条関係）

工事請負業者指名人数表

設計額	区分	土木一式工事 及び 建築一式工事		電気工事、管工事、 その他	
		人数	等級	人数	等級
1億5千万円以上		21名	特A	—————	—
5千万円以上1億5千万円未満		18名	A	—————	—
2千5百万円以上5千万円未満		15名	B	—————	—
1千万円以上2千5百万円未満		15名	C	—————	—
1千万円未満		15名	D	—————	—
1千5百万円以上		—————	—	15名	A
6百万円以上1千5百万円未満		—————	—	15名	B
6百万円未満		—————	—	15名	C